

令和4年9月

保護者 各位

村上市立さんぽく小学校長

「新潟県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」施行にともなう
自転車損害賠償責任保険等の加入について（お願い）

令和4年4月1日より、「新潟県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が施行され、10月1日から、「保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、当該利用に係る自転車賠償責任保険等に加入しなければならない」とされました。

については、児童生徒が、通学時のみならず、通学以外の場面においても、自転車を利用する際には、保険等への加入が必要となりますので、別紙資料を参照していただき、必ず加入していただくようお願いいたします。

なお、既に保険等に加入している場合には、新たな加入の必要はありません。